

都市計画事業承認（一般国道188号柳井・平生バイパス）

都市計画事業承認

◆都市計画事業承認

一般国道188号柳井・平生バイパス（柳井市南町五丁目～平生町宇佐木）については、令和4年11月4日に都市計画事業承認の告示がされました。

都市計画事業承認された対象路線は下表のとおりです。

都市計画事業の種類及び名称	区間	延長
柳井都市計画道路事業	起点：山口県柳井市南町五丁目	0.84km
3・3・1号 裾の割線	終点：山口県柳井市伊保庄字西田布路木	
平生都市計画道路事業	起点：山口県熊毛郡平生町大字宇佐木	1.57km
3・3・1号	字前田布路木	
国道188号線平生バイパス	終点：山口県熊毛郡平生町大字宇佐木字大木	

◆平面図

○柳井都市計画道路事業3・3・1号 裾の割線

○平生都市計画道路事業3・3・1号 国道188号線平生バイパス



※保留区間：収用又は使用の手続きが保留される事業地

※柳井都市計画道路事業 3・3・1 号 裾の割線に関する図書は柳井市建設部都市計画・建築課（柳井市役所 2 階）にて閲覧ができます。

※平生都市計画道路事業 3・3・1 号 国道 188 号線平生バイパスに関する図書は平生町建設課（平生町役場 1 階）にて閲覧ができます。

◆都市計画法上の効果・制限

1. 建築等の制限（都市計画法第 6 5 条）

事業地内の土地建物等において、土地の形質の変更・建築物の建築、工作物の建設、移動の容易でない物件の設置や堆積を行おうとする場合は、山口県知事（柳井市は柳井市長、熊毛郡平生町は平生町長）の許可が必要になります。

2. 土地建物等の先買い（都市計画法第 6 7 条）

施行者公告の日の翌日から 10 日を経過した日以降は、事業地内において土地建物等を有償で譲渡する場合には、事前に買い主や予定金額等を施行者に届け出ていただく必要があり、届出後 30 日以内は売買が行えない等の制限があります。

・ [土地建物等有償譲渡届出書 \(Excel\)](#)

・ [土地建物等有償譲渡届出書 \(PDF\)](#)

提出先：山口河川国道事務所 用地課 電話 0835-22-1901

3. 土地の買取請求（都市計画法第 6 8 条）

事業地内の土地で収用の手続きが保留されている土地の所有者は、施行者に対しその土地を時価で買い取るよう請求ができます。なお、買い取る土地価格は所有者と施行者とが協議して定めることとされています。

・ [土地買取請求書 \(Excel\)](#)

・ [土地買取請求書 \(PDF\)](#)

提出先：山口河川国道事務所 用地課 電話 0835-22-1901

○問い合わせ先

・ 事業計画に関すること 山口河川国道事務所 計画課 電話 0835-22-1819

・ 用地補償に関すること 山口河川国道事務所 用地課 電話 0835-22-1901